第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三　受給者は、法第十三条の二の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、十四日以内に、公的年金給付等受給状況届（様式第五号の三）を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第九号又は第十号に掲げる証明書を添えなければならない。

2　受給者は、法第十三条の二の規定により手当の一部を受けないこととなつている事由が消滅したとき又は当該事由の内容に変更が生じたときは、十四日以内に、公的年金給付等受給状況届を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第九号又は第十号に掲げる証明書を添えなければならない。

第四条第五号中「第一条の三第一号」を「第二条第一号」に改め、同条第六号中「第一条の三第三号」を「第二条第三号」に改め、同条第七号中「第一条の三第五号」を「第二条第五号」に改める。

第十二条の三中「第三条の三」を「第三条の三第一項、第三条の四」に改め、「第十一条まで」の下に「又は第十三条の二」を加え、「又は第十一条」を「、第十一条又は第十三条の二」に改める。

第十六条第二項中「第十一条まで」の下に「又は第十三条の二」を加える。

第二十一条第一項中「第三条の二」の下に「、第三条の三」を、「児童扶養手当被災状況書」の下に「、公的年金給付等受給状況届」を、「第十一条まで」の下に「又は第十三条の二」を加え、「（法第九条第一項」を「と認めたとき（法第九条第一項又は第十三条の二」に改め、「と認めたとき」を削り、同条第二項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、「第十一条まで」の下に「又は第十三条の二」を加え、同条第四項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第二十四条の五の見出しを「（法第十三条の三第二項の適用）」に改め、同条第一項中「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、同条第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の四第二項」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、第二章中同条を第二十四条の六とし、第二十四条の四を第二十四条の五とする。

第二十四条の三の次に次の一条を加える。

（令第六条の三第二項第六号及び第六条の四第二項第六号の厚生労働省令で定める額）

第二十四条の四　令第六条の三第二項第六号及び第六条の四第二項第六号の厚生労働省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる規定によりその支給を停止された同表の中欄に掲げる給付について、当該給付の全額とする。ただし、同表の下欄に掲げる一時金が支給されたときは、その支給された月後最初の同表の中欄に掲げる給付の支払期月から一年を経過した月以後については、同表の中欄に掲げる給付の額を、百分の五にその経過した年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額とする。

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第五条第四項	同項に規定する障害年金	同項に規定する障害前払一時金
船員保険法附則第五条第四項	同項に規定する遺族年金	同項に規定する遺族前払一時金
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）附則第五十九条第三項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
労働者災害補償保険法附則第六十条第三項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）附則第十項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
国家公務員災害補償法附則第十四項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）附則第五条の三第三項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
地方公務員災害補償法附則第六条第三項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）附則第一条の三第五項	同項に規定する障害補償年金	同項に規定する障害補償年金前払一時金
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において準用する同令附則第一条の三第五項	同項に規定する遺族補償年金	同項に規定する遺族補償年金前払一時金

第二十六条第六項中「公簿」を「公簿等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一章の規定により請求書又は届書に第一条第九号イからニまでに規定する証明書又は同条第十号イ若しくはロに規定する証明書を添えて提出しなければならない場合において、公的年金給付の受給状況又は遺族補償等の受給状況を明らかにすることができる書類を添えることにより当該関係事項の全てを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を、当該請求書又は届書に添えることをもつて足りるものとする。